

総合評価方式の運用（令和5年8月） 新旧対照表

<p>【新】（青字：令和5年8月1日以降適用、赤字：令和5年4月1日以降適用、黒字：令和4年4月1日以前適用）</p>	<p>【旧】（赤字：令和5年4月1日以降適用、黒字：令和4年4月1日以前適用）</p>	<p>備考</p>
<p>1. 7. 5 「①企業の能力等」における申請書等及び評価に関する留意事項</p> <p>（5） 手持ち工事量 《特別簡易型、簡易型（Ⅰ・Ⅱ型）、標準型》</p> <p>1) 評価に関する運用事項（別記様式8）</p> <p>j) 債務負担行為工事は、「年度毎の支払限度額」を「年度毎の受注額（契約金額）」として評価する。債務負担行為工事において、「年度毎の改定契約額を含まない受注金額（支払限度額）が分かる資料」の提出がない場合、書類不備として、最低点に下方修正を行う。</p> <p>ただし、当初契約工期が2年度間に渡るゼロ債務負担行為工事（初年度の支払限度額がゼロ）の場合は、契約額を契約締結日の属する年度の受注額に計上することとし、「年度毎の改定契約額を含まない受注金額（支払限度額）が分かる資料」の提出は不要とする。</p> <p>当初契約工期が3年度間以上に渡る場合は、初年度の支払限度額がゼロであったとしても、「年度毎の支払限度額」を「年度毎の受注額（契約金額）」として評価し、「年度毎の改定契約額を含まない受注金額（支払限度額）が分かる資料」の提出がない場合、書類不備として、最低点に下方修正を行う。</p> <p>（6） 週休2日実施工事実績 《全型共通》</p> <p>1) 評価に関する運用事項（別記様式6-2）</p> <p>b) 沖縄県土木建築部及び沖縄総合事務局開発建設部が令和2年4月以降に発注した工事のうち、当該発注工事と同一の工種で、発注者が工事完成時に「週休2日実施証明書」を発行した工事の施工実績1件で評価する。ただし、沖縄総合事務局開発建設部の実績は、港湾空港事業を除く。</p> <p>（7） ICT活用工事実績 《全型共通》</p> <p>1) 評価に関する運用事項</p> <p>b) 沖縄県土木建築部または沖縄総合事務局開発建設部が令和2年4月以降に発注した工事のうち、発注者が工事完成時に「ICT活用証明書」を発行した工事の施工実績1件で評価する。ただし、沖縄総合事務局開発建設部の実績は、港湾空港事業を除く。</p>	<p>1. 7. 5 「①企業の能力等」における申請書等及び評価に関する留意事項</p> <p>（5） 手持ち工事量 《特別簡易型、簡易型（Ⅰ・Ⅱ型）、標準型》</p> <p>1) 評価に関する運用事項（別記様式8）</p> <p>j) 債務負担行為工事は、「年度毎の支払限度額」を「年度毎の受注額（契約金額）」として評価する。債務負担行為工事において、「年度毎の改定契約額を含まない受注金額（支払限度額）が分かる資料」の提出がない場合、書類不備として、最低点に下方修正を行う。</p> <p>ただし、ゼロ債務負担行為工事（初年度の支払限度額がゼロ）の場合は、契約額を契約締結日の属する年度の受注額に計上することとし、「年度毎の改定契約額を含まない受注金額（支払限度額）が分かる資料」の提出は不要とする。</p> <p>（6） 週休2日実施工事実績 《全型共通》</p> <p>1) 評価に関する運用事項（別記様式6-2）</p> <p>b) 沖縄県土木建築部及び沖縄総合事務局開発建設部が令和2年4月以降に発注した工事のうち、当該発注工事と同一の工種で、発注者が工事完成時に「週休2日実施証明書」を発行した工事の施工実績1件で評価する。</p> <p>（7） ICT活用工事実績 《全型共通》</p> <p>1) 評価に関する運用事項</p> <p>b) 沖縄県土木建築部または沖縄総合事務局開発建設部が令和2年4月以降に発注した工事のうち、発注者が工事完成時に「ICT活用証明書」を発行した工事の施工実績1件で評価する。</p>	<p>【44 ページ】</p> <p>当初契約工期が2年度間に渡るゼロ債務負担行為工事の場合と、3年度間に渡る工事の場合について明記。</p> <p>【47 ページ】</p> <p>沖総局開発建設部の港湾空港事業は対象外であることを明記。</p> <p>【49 ページ】</p> <p>沖総局開発建設部の港湾空港事業は対象外であることを明記。</p>